

議会運営委員会

令和6年8月27日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

○齋藤 文夫

溝部真紀子

小城 世督

嶋田 善行

横田 敏文

奥村 容子

中川 議長

2. 理事者出席者

総務部長 西巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 福田 善行 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会 （午前9時）

署名委員 齋藤委員、小城委員

委員長

おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、齋藤委員、小城委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしくお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいります。

初めに、1. 協議事項、（1）令和6年第3回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①会期日程については、6月17日開催の議会運営委員会で確認いたしました日程案のとおり、9月2日（月）から9月26日（木）までの25日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和6年第3回斑鳩町議会定例会は、9月2日から9月26日までの会期25日間ということで決定します。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題とします。8月19日に9月議会上程予定案件について議員に資料が配布されましたが、その後、議案の追加があるとお聞きしています。総務部長より説明をお願いします。

西巻総務部長。

総務部長

おはようございます。

令和6年8月19日開催の議員懇談会で、ご説明申しあげた令和6年第3回定例会提出予定議案に関して、新たにひとつの議案の追加を予定しておりますことから、貴重なお時間を頂戴いたしまして、その概要をご説明させて

いただきます。

追加提出をお願いする議案は、斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。追加資料と記しました資料をご覧くださいませでしょうか。この議案は、児童扶養手当施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が、令和6年11月1日に施行され、本条例において準用している所得制限の規定について所得限度額が引き上げられることから、所要の改正を行うものでございます。

以上説明とさせていただきます。なにとぞご理解を賜りましてお取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま、総務部長にご説明していただきましたが、9月2日の全員協議会に、担当部長が出席して説明していただく必要があるかどうか、この点について、委員みなさんのご意見をおききしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 恒例によって、説明のほうお願いしたいと思います。

委員長 ほかの委員さんもよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは、全員協議会では担当部長に出席していただき説明をいただくことと確認をしておきます。

それでは、付議予定議案等の取扱いについて、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧ください。

まず、日程1．会議録署名議員の指名、日程2．会期の決定をします。次に、委員長報告ですが、今回は、閉会中の建設水道常任委員会、厚生常任委員会、総務常任委員会ともに開催されませんでしたので、初日の委員長報告はありません。次に、提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受け、その後、議事日程に従って議事を進めることとします。

それでは、各議案の取り扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。

日程３．議案第３５号 斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程４．議案第３６号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程５．議案第３７号 平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の変更については、建設水道常任委員会に付託。日程６．議案第３８号 令和６年度塵芥収集車（ダンプトラック車）の取得については、厚生常任委員会に付託。日程７．議案第３９号 令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第５号）については、総務常任委員会に付託。日程８．議案第４０号 令和６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）については、厚生常任委員会に付託。日程９．議案第４１号 令和６年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についても、厚生常任委員会に付託。日程１０．議案第４２号 令和６年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についても、厚生常任委員会に付託。日程１１．議案第４３号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議については、建設水道常任委員会に付託。日程１２．議案第４４号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更についても、建設水道常任委員会に付託。日程１３．議案第４５号 奈良広域水質検査センター組合の解散についても、建設水道常任委員会に付託。日程１４．議案第４６号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分についても、建設水道常任委員会に付託。

なお、議案第４４号から議案第４６号の３議案については、関連した議案でございますので、これまでの例により、それぞれ一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

議案第４４号から議案第４６号の３議案については、一括議題とすることとします。

次に、日程１５．議案第４７号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、厚生常任委員会に付託。次に、日程１６．諮問第３号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについては、人事案件ですので、

慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることとします。次に、日程 17. 認定第 2 号から、日程 22. 認定第 7 号までの 6 議案については、決算審査特別委員会を設置し、付託します。なお、この決算審査特別委員会につきましては、すでに各委員会で委員の選任をしていただいているところですが、本会議初日に、6 議案を一括議題として取り上げ総括質疑を行った後、委員会条例第 5 条の規定に基づき、委員 7 名の決算審査特別委員会を設置することについて会議に諮っていただき、次に、委員会条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、議長から特別委員を指名していただくこととします。次に、日程 23. 同意第 2 号 教育長の任命について同意を求めることについておよび、日程 24. 同意第 3 号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについては、人事案件ですので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることとします。次に、日程 25. 報告第 11 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和 6 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 4 号）については、報告案件でございますので、慣例により、初日に報告を受けることとします。最後に、日程 26. 研修会への参加派遣について、7 月に開催されました県議長会主催の研修会の参加について、別紙のとおり議長より報告されます。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりでございます。ここまで確認いたしましたとおり付議議案の取り扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認しましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いします。

なお、初日にお諮りする諮問第 3 号、および同意第 2 号、同意第 3 号について、討論の有無は初日の全員協議会でご確認いただくこととなりますが、もし討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ 1 名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各 1 名ずつということで、確認をしておきます。

ここで、事務局より、9 月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について相談があるとのことですので、発言を許可します。

福田議会事務局長。

議会事務
局長

おはようございます。

議会事務局より、9 月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策についてご相談させていただきます。失礼いたしますが座って説明させていただきます。

職員のマスク着用について、熱中症予防などの観点などから、7 月 1 日から個人の判断によることとなっていました。その後の感染者数の増加傾向に伴い、8 月 2 日から窓口対応など業務状況に応じて、可能な範囲内でマスクを着用することになっています。

7 月頃から感染者数が増加傾向となり、今後も感染が継続する可能性があります。

議会の都度、感染症予防対策についてどのように対応するのかを協議することとなっておりますので、本日は 9 月議会についてご相談させていただきます。

まず 1 点目、議場における新型コロナウイルス感染防止対策についてです。議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席につきまして、6 月議会と同様の対応とするかどうかをご協議いただきたいと思いますと考えております。

2 点目、決算審査特別委員会が 9 月 9 日、10 日、11 日に予定されておりますが、昨年と同様に、冒頭と表決時の出席理事者数を最小限とし、その他については理事者判断にしたいと考えております。

これらのことにつきまして、ご協議いただきますよう、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。以上でございます。

委員長 ただいま、9月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について事務局から説明がありましたが、これについて質疑、意見があればお受けいたします。 横田委員。

横田委員 今、議会事務局長のお話のとおりやればいいのかというふうに思います。

委員長 決算委員会につきましても、昨年度と同様の提案なされて、理事者の方最小限にということですが、これはもう理事者判断でしていただければいいと思います。

そういう形でよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは、9月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策については、事務局より相談があったのとプラス決算審査特別委員会については、理事者の出席については理事者判断とするということで、確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。

以上で、（１）令和6年第3回斑鳩町議会定例会についてを終わります。

次に、（２）要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに2件の陳情書をお受けしています。これらの取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

まず初めに、この文書を受けた経緯について、簡単に事務局から説明願います。 福田議会事務局長。

議会事務局長 それでは、これまでに提出を受けました2件の要望書等につきまして、提出を受けた経緯などをご報告させていただきます。失礼いたしますが、座つ

て説明させていただきます。

まず、1点目「2024年原水爆禁止国民平和大行進への支持賛同・参加を求める要請書」については、6月27日に、原水爆禁止国民平和行進奈良県実行委員会の平和行進が斑鳩町に来られまして、受け取ったものでございます。内容としましては、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求めるなど、実現行動をおこされたいというものです。

2点目、「母（王乖彦^{オウカイゲン}）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情」については、令和6年7月3日に、張一文氏より郵送されてきたものです。

陳情書の趣旨は、陳情者の母が中国で法輪功を修練していることを理由に拘束されていることについて、人道的な立場から、早期救出を求める意見書を国の関係機関に提出されたいとのことです。

なお、陳情書の受理後、関連資料と署名用紙が議員皆様に配布されたいとのことで送付されてきておりますので、参考資料として添付させていただいております。

以上、これまでに提出を受けました2件の要望書についての概要でございます。よろしくお願いいたします

委員長

ただいま議会事務局長から説明がありましたが、この取り扱いについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

要望書をお読みいただくため、暫時休憩いたします。

（ 午前9時15分 休憩 ）

（ 午前9時19分 再開 ）

委員長

再開します。

これらの要望書の取り扱いについて、ひとつずつご意見をお聞きしたいと思います。

まず1点目、「2024年原水爆禁止国民平和大行進への支持賛同・参加を求める要請書」について、委員皆様のご意見をお受けいたします。

横田委員。

横田委員 私はまだ議員配布でいいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、ただ今、議員配布でというご意見がありましたが、そういう形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております「2024年原水爆禁止国民平和実行への支持賛同・参加を求める要請書」については、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

2点目、「母（王乖彦^{オウカイゲン}）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情」について、委員皆様のご意見をお受けします。

横田委員。

横田委員 前回も法輪功の、この件でありましたが、議員配布しております。今回もそれでいいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ただ今、議員配布にとどめておいてはどうかということでご意見がありましたが、そういう形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、ただいま議題となっております「母（王乖彦^{オウカイゲン}）が中国で

不法に逮捕されている件に関する陳情」については、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

以上で、（２）要望書等の取扱いについてを終わります。

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくこととします。お疲れ様でした。

暫時休憩します。

（ 午前９時２１分 休憩 ）

（ 午前９時２１分 再開 ）

委員長

再開します。

次に、（３）今年度の検討事項についてを議題とします。

①標準町村議会会議規則及び標準町村議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本日資料１を配布しておりますので、事務局から資料の説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、「標準会議規則及び標準町村議会委員会条例等の一部改正について」説明いたします。失礼いたします。

令和５年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続きのオンライン化に対応するとともに、現在の社会情勢等に照らし、所要の整備等を行う関係法令の改正が必要となります。

本件におきましては、県議長会の通知において、運用方法まで十分な検討を行ったうえで対応するよう依頼されております。かなり改正事項が多いことから、本日は、委員会条例の改正（素案）についてご説明させていただきますが、改正内容については、オンライン化に関する部分もあることから、令和６年度町村議会事務局研修会で「町村議会におけるデジタル化推進の取り組み」についての研修資料等に基づき、１．手続きオンライン化の順序についての考え方、次に、２．手続きオンライン化の進め方についてにつきましてご説明させていただきます。

はじめに、１．手続きオンライン化の順序についての考え方の優先順位に

についてであります。 （１）として、住民と議会の間で行われる手続き等を優先する。次に、（２）として、議会と国会や行政機関との間で行われる手続き等、（３）として、議会内部、議会執行部の間の手続き等についての順とされております。

また、オンライン化については、まず、既存のシステム等を使ってできることから開始する。その後、新しいシステム等の導入を検討するとされております。

今回の条例や規則の改正に置き換えますと、まず、既存のシステム等で対応が可能な部分の例規の改正を検討する。その後、その他の手続きオンライン化に係る例規の改正を検討することとなると考えております。

続きまして、手続きオンライン化の進め方についてであります。オンライン化の進め方については、（１）手続きの棚卸し、（２）手続きの見直し、（３）条例・規則等の見直し、（４）利用するシステム・サービスの検討、（５）オンライン化の実装、（６）再見直し、拡充の手順で行うこととされております。

オンライン化を進めるにあたって、関係法令や現状の事務の流れ等を把握し、導入するシステム等の費用や効果、また、導入後の事務手順までを検討したうえで、例規の改正を進める必要があります。

続きまして、３．斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について（素案）についてご説明させていただきます。

まず資料として、条例の要旨の（素案）をご覧くださいませでしょうか。一番最後のページになります。

本改正については、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和６年４月１日に施行されたことに伴い、本改正内容に準じ、議会に係るオンライン化に対応するとともに、現在の社会情勢等に照らし、本条例において所要の改正を行うものです。

主な改正内容につきましては、新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。真ん中につけさせていただいているものでございます。

新旧対照表については、「新」の項目が、標準条例に基づき改正した場合の規定となります。次に、「旧」の項目は、現行の斑鳩町議会委員会条例であります。なお、「備考」欄には、改正する規定が、「オンライン手続き」

か「オンライン以外」の改正がわかるように記載するとともに、現状のシステム等で対応が可能で、すぐに改正が可能なものについては、「※現状で改正可能」と、記載しております。

各規定の改正におきましては、「先に改正を検討するもの」また、今回は改正せずに、「今後の検討課題」とするものかについて、検討をお願いしたいと考えております。

それでは、各規定の改正内容を説明いたします。まず、5条については、特別委員の表現整理についてであります。次に、7条関係については、委員の選任方法について、現在の規定では、「議会において選任」という規定と「議長が会議に諮って指名」と2つの選任方法があり、わかりにくいことから「議長が会議に諮って指名」に統一されております。

次に、13条の2と18条の秘密会については、委員会をオンラインで行う場合の特例であり、標準条例では、導入する場合の「参考規定」とされております。オンラインで行う場合は、その運用方法などについて、別途検討が必要となります。

次に、22条と26条については、公聴会に出席して意見を述べようとする者がメール等で申し出できるようにするものであります。公聴会とは、重要な議案等について、利害関係者や学識経験者等、いわゆる口述人から意見を聞くものであり、委員長が公聴会を開こうとする場合は、議長の承認を得なければならないとされています。公聴会に出席して意見を述べようとする者は、「文書」であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならないこととなっており、賛成者及び反対者がいるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならないとされております。

今回の改正は、現在、原則として「文書」で提出することとなっている案件等に対する賛否について、これをメール等での提出でも可能とするものです。この改正については、現状のシステム等で対応可能です。

次に、27条については、会議録を電磁的記録で作成する場合の電子署名等に関する規定です。なお、電磁的記録で作成した場合の会議録の原本は、電磁的記録媒体で保存することとなりますので、保存方法等についての検討が必要となります。

それでは、条例（要旨）にお戻りいただきますでしょうか。末尾に添付させていただいているものになります。

施行期日についてであります。地方自治法の施行期日は令和6年4月1日からとなっておりますが、議長会からの通知文では、施行日までの改正は不要であるとされており、その期限は定められておりません。

各町村議会においては、改正の趣旨をくみ取り、それぞれの実情に応じ、運用方法まで十分な検討を行ったうえでの対応を依頼されております。

今回の改正については、会議規則等もありますので、他の例規もあわせて、審議をお願いしたいと考えておりますが、それぞれの「条」ごとに、改正するかしないか等について、審議していただく必要がございますので、少なくとも検討に1年程度は必要と見込んでおります。

このことから、公布や施行の時期等についても、改めてご相談させていただきたいと存じます。

以上、斑鳩町議会委員会条例の改正についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

ただ今、事務局から資料についての説明がありましたが、今回かなりの量の改正が町村議会議長会から示されています。これについて今後、整理をしながら改正が必要なのかどうかも含めて、議論をしていきたいというふうに思いますが、まず本日お配りしている分についても、資料に目を通していただく必要もあるのと、今後ですね、局長がおっしゃったように改正する必要があるのかどうかという議論もしていかなければいけないのと、これ今日は条例改正のことで主に説明いただきましたけれども、規約もありますので、たぶん今年度中に全部はできないと思うんです。今年度の検討事項としてあげてますけど、まずすぐできる改正について、手を付けていけたらいいかなというふうに思っておりまして、また次回の議会運営委員会までに、ちょっと整理をさせていただいて、すぐできるものと時間がかかりそうなものというふうに仕分けをさせていただいたのちに、また改めて議論させていただこうかなと思いますが、そういう進め方でよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 そうしましたら、そのようにさせていただきたいと思いますが、本日何かお尋ねになりたいことがございましたら、お受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

(な し)

委員長 そうしましたら、本日は資料を提出させていただき、一定の説明をさせていただいたということで終わっておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、①標準町村議会会議規則及び標準町村議会委員会条例の一部改正については、本日は資料を提出し、説明をさせていただいたということで終わっておきます。

次に、②議会の動画配信に関する調査・研究についてを議題とします。

本日資料2を配布しておりますので、事務局のほうから説明をお願いします。暫時休憩いたします。

(午前9時32分 休憩)

(午前9時35分 再開)

委員長 再開します。それでは議会事務局長のほうから説明のほうをお願いします。福田議会事務局長。

議会事務 それでは、お手元の資料2をご覧くださいませでしょうか。

局長 本資料では、昨年度の議会運営委員会での検討事項として実施された、動画配信アンケート調査の結果をもとに、YouTubeを利用されている、三郷町と三宅町、配信システムを利用されている王寺町の3町の配信形態、経費等について表にまとめています。

本日はこちらの資料を参考にいただきながら、各町の実際の動画をご覧いただきたいと思います。なお、本日、ご覧いただきます3町につきましては、本会議のみの動画配信を実施されています。

それでは、まず三郷町です。三郷町は、令和5年9月からYouTubeで中継と録画配信をされています。経費といたしましては、イニシャルコストとして、音声ケーブル、アダプターの購入等で約3万円です。カメラの購入費は、以前から使用しているカメラを使用されているため、イニシャルコストに含まれていません。ランニングコストは0円とのことです。

下の※1として、表の下に記載しておりますが、昨年度のアンケート調査では、予算額として、イニシャルコスト129万9千円、ランニングコスト45万1千円と記載しておりましたが、その後、配信形態を変更されたため、本資料は配信形態変更後の金額を記載しています。

映像についてですが、三郷町では、すべての説明、質疑等が演台で行われるため、1画面の固定となっています。

また、テロップは入っていません。録画配信の時期は、会議から約10日間前後とのことです。

それでは、三郷町の一般質問を、約3分程度ご覧いただきたいと思います。

(配信視聴)

議会事務
局長

これで三郷町を終わらせていただきます。続きまして、三宅町になります。先に説明の方させていただきます。

三宅町は、令和4年6月からYouTubeで録画配信のみされています。

経費といたしましては、イニシャルコストとして、マイク、映像設備の更新費用として1,455万円です。ランニングコストは0円とのことです。

※2として、表の下に記載していますが、昨年度のアンケート調査ではイニシャルコスト0円とご回答いただいておりますが、詳細を聞き取りさせていただいたところ、録画配信より以前に議場のマイク、映像設備を更新され、その設備を活用して配信されていることが分かりましたので、本資料ではイニシャルコストとして、過去の設備更新にかかった費用を記載しています。

映像についてですが、三宅町では、議長席、演台、議員席、理事者席、それぞれで説明、質疑等が行われるため、画面が切り替わり、テロップも入っています。

録画配信の時期は、会議から約10日前後とのことです。

それでは、一般質問のほうご覧いただきます。

（ 配信視聴 ）

議会事務
局長

以上で三宅町を終わらせていただきます。

続きまして、王寺町となります。

王寺町につきましては、令和2年9月から配信システムで中継と録画配信をされています。

経費といたしましては、イニシャルコストとして、マイク設備以外の映像配信にかかる導入費用で約777万7千円。ランニングコストとして、システム使用料、映像編集費、機器保守費用で年間約150万円とのことです。

映像についてですが、王寺町でも、議長席、演台、議員席、理事者席、それぞれで説明、質疑等が行われるため、画面が切り替わり、テロップが入っています。

録画配信の時期は、会議から、土日祝を除き概ね約1週間後とのことです。

こちらのシステムでは、もう議員ごとに映像を見ることができるシステムとなっております。

それでは、王寺町の一般質問を一部ご覧いただきたいと思います。

（ 配信視聴 ）

議会事務
局長

以上、「議会の動画配信に関する調査・研究について」のご説明と上映のほうとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

暫時休憩いたします。

（ 午前9時47分 休憩 ）

(午前9時48分 再開)

委員長

再開します。

ただ今、事務局の方から映像も含めてですね、近隣の町議会の実際にやっておられる配信の状況について説明いただきました。できるだけ費用のかからないところということで、三つの町をピックアップさせていただきましたけれども、お聞きしますとその後改めて設備投資にかかった費用なども出てきておりますので、そちらについては資料2のほうでまとめていただいております。

まずこの本日上映させていただいた動画等も含めてですね、お尋ねになりたいこと、またご意見等があればお受けしたいと思います。 齋藤委員。

齋藤委員

三郷町のイニシャルコスト3万円となっておりますけれども、これ音声ケーブル、アダプター中継用費用は含まずとなっておりますけれども、これは以前に準備しておったから含まないということなんでしょうかね。三宅町と同じように導入した時の費用はどのぐらいかかったのか。もしくは合わせて斑鳩町でやる場合だったらカメラとかはないと思いますので、ですから三郷町の中継用カメラの費用はどのぐらいだったのか、それは確認はできるんでしょうか。

委員長

福田議会事務局長。

議会事務
局長

三郷町のイニシャルコストについてでございますが、以前に買ったということなので、金額についてはまだ確認はできておりません。ただ、聞いておりますのが、動画配信はできるようなカメラで、1点で撮影をしているということで聞いております。

斑鳩町も同様にした場合、1点のカメラで動画配信をする場合ですね、三郷町は演台のみを撮影することになりますので、斑鳩町でそれは、演台のみでは、各議席での撮影も必要となってくることから、複数台数どう導入するのか、またその映し方の設備なり、その編集をどうしていくかというところが課題になってくるかなと考えております。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 質問内容、また理事者側の答弁、これは一から十まで放映されるのか、それとも2～9まで、要は編集されてやるのか。そこらへんはどうしてはるのかな。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局長 こちらの資料のほうでですね、上から2番目の形態のところで、録画配信のみの場合と、中継ですね、中継もリアルタイムで流していくという二通りのやり方でされております。

中継のところにつきましては、そのまま流しておられますので、特に編集はないのかなと考えておりますが、録画配信のみについては、基本はそのまま流しておられるかもしれないんですが、一部編集なりされているかどうかについては不明となっております。以上でございます。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 三宅町と王寺町のイニシャルコストを比べますと、王寺町はマイク設備以外のと書いてますので777万、三宅町はマイク、映像設備の更新ということで、マイクも入ってて1,455万となっているので、これ比較するとマイク設備というのは700万ぐらいかかって、三宅町と一緒にぐらいになるのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局長 こちらの三宅町と王寺町の比較がなかなかしにくいところなんですけれども、王寺町ではもともと発言される議員さんがおられた場合に、テロップでの表示ができることとなっております。その音声の切り替え、そして映像の切り替え、それぞれについては一体となっているシステムのほうで更新さ

れていると考えられますので、現在の斑鳩町に置き換えますと、今マイク操作については職員のほうで切り替えをさせていただいております。それに動画配信をしていく場合、テロップなどを付けますと、今のモニターの仕組みですね、モニターの切り替えをどうしていくか、また音声の切り替えをシステムの中でできるのかどうか、さらにテロップを同時に表示できるようなものができるのかどうか、という大幅な設備の導入の内容に応じて、いろいろ内容が、経費と効果が変わってくるものかなと考えております。以上でございます。

委員長 横田委員。

横田委員 各町の視聴回数というか、その辺はわかるんですか。どのくらいボリュームあるのか。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局長 視聴回数については、手元に資料がございませんので、また調べさせていただきます。

委員長 奥村委員。

奥村委員 三郷町さんなんですけれども、中継、録画配信ともにやっておられますけれども、例えば録画配信とかする場合には編集とかされると思うんですけども、その編集は業者とかに頼らずに、これだけコスト抑えているというのは、職員さんがされているんでしょうか。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局長 三郷町につきましては、職員のほうで動画のほうですね、録画したものをそのまま流すようなイメージになるかなと思います。ただ、カメラは1台だけで1点で録画できておりますので、そのまま流すだけで対応は可能なのか

など考えております。以上でございます。

奥村委員　　今も局長言っていたように、三郷町さんの場合は1点だけ抑えればいいということなんですけど、斑鳩町の場合は3点ですね、理事者席、中央の席、それから議員席、ということですね。

その場合それだけの場所を映すというのは、カメラであったりとか、コストはどれぐらいかかるというのは見込とかわかりますでしょうか。

議会事務局長　　コストにつきましては今まだ検討というか、調査はできておりませんが、三郷町のようなひとつのカメラでそれだけを撮影するというのであれば、簡単なやり方でできるとかなと考えておりますが、何点かを撮影する場合は、既存のこのモニターのしくみ自体を、設備自体を一式やり替えていくのか、そういった検討が必要になろうかなと考えております。以上でございます。

委員長　　溝部委員。

溝部委員　　そこの3階の待合室のモニターで映っている本会議の状態というのはどういうシステムになっているんですか。聞けるっていうか、なんか聞けるんですかね。傍聴できるっていうか。

委員長　　暫時休憩いたします。

（ 午前9時57分 休憩 ）

（ 午前9時58分 再開 ）

委員長　　再開します。 溝部委員。

溝部委員　　今の現状あるもの、全体の議場を映すもので、例えばYouTubeで録画配信するとなったら、ちょっと難しいものなんですかね。

委員長	福田議会事務局長。
議会事務局 局長	現状の設備、かなり古い設備となりますので、今のもので対応するのは難しいかなと考えております。
委員長	ほかにございませんか。
	(な し)
委員長	今回、3町の議会の配信状況を見ていただいたんですけど、今後ですね、できたら3町にお伺いして、実態とか費用の面についてもお聞かせいただくような運びで、ちょっと現地調査っていうんですかね、の段取りで進めていければなというふうに思っているんですが、相手さんのあることなんで、受け入れてもらえるかどうかわかりませんが、実際に話を聞かせていただく中で、さらに検討していこうかなと思っております。いかがでしょうか。 小城委員。
小城委員	それはもちろんそうするべきだと思うんですけども、斑鳩町でまずどのパターンでいきたいのかっていうのを何点か想定しておくほうがいいのかなど。カメラ1点で抑えるんやったらその費用やし、例えば今の理事者側とこっち側、議員側といったらその費用やし、この議場でどうするかというのはある程度想定しておかないといけないのかなと思います。
委員長	暫時休憩します。
	(午前 9時59分 休憩)
	(午前10時03分 再開)
委員長	再開します。 小城委員。
小城委員	斑鳩町の一般質問の形態に合うところをですね、視察するっていう形でい

かないと、合わないところに行っても仕方ないと思うんで、そういう形でやっていただければと思います。

委員長

そうしましたら、今、ご意見いただきましたように、斑鳩町でもしやるとしたらと想定して、それに見合うような形でやっておられる先進町をちょっとピックアップさせていただいて、今後そこに現地調査、視察をしていただくという段取りで考えようかなと思います。そういう形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、②議会の動画配信に関する調査・研究については、今後、現地の調査、視察も含めて検討するということで確認して終わっておきたいと思います。

次に、③議案の事前審査について、を議題とします。

本日資料３－１、３－２を配布しておりますので、事務局から説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、町議会における議案の事前審査について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の資料３－１の事前審査についての資料をご覧くださいませでしょうか。

まず、①令和４年度・検討事項における協議の経緯についてご説明いたします。令和４年８月２４日の委員会で、議案審査の原則として、議案は、上程から表決までの間に審議されるべきもの。上程までの間に事前審査されるものではない。ただし、「確認のための質疑」はできることを確認いただきました。

そして、令和4年11月22日開催の委員会で、「確認のための質疑」の範囲について、各委員長が委員会の中で判断することは難しいため、今後、各委員会の打合せの段階で、次期定例会の提出予定案件に関わる報告を確認し、閉会中の委員会では質疑はできない取扱いで、今後、整理することとなりました。

それをうけ、令和5年2月の委員会から、レジメにおいて次期定例会の提出予定案件に★マークをつけ、質疑できない取扱いを試行的に開始されました。その後、令和5年2月20日開催の委員会で、議会要覧への記載はまだ行わずに、次期定例会の提出予定議案について、閉会中の委員会では質疑できない試行的運用を継続することとなりました。

そして、令和5年3月20日開催の委員会で、試行的運用を令和5年度以降も継続しながら検証し、必要があれば議会運営委員会でまた確認等を行うこととなりました。

続きまして、お手元の資料3-2をご覧くださいませでしょうか。こちらは、「地方議会事務提要」で、上から4行目、☆印のついているところですが、「所管常任委員会に対する執行機関の事前説明後に委員からの更なる説明要求があった場合の取扱い」について示されているものを参考資料として、添付しています。

提出予定議案についての執行部の事前説明に対して、委員が追加説明を要求し、その要求に応え、追加説明を行うことは事前審査に該当しないが、質疑を行った場合は、事前審査に該当するものと解されると示されております。

これらをふまえ、本日は「確認のための質疑の範囲」について、ご協議いただければと考えております。

以上、「町議会における議案の事前審査について」のご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします

委員長

ただ今、局長のほうから説明がありましたが、この件につきましては、局長もおっしゃっていたように、試行的に継続して質疑の時間を設けないということで運営を継続しておりますが、今回、齋藤委員の方からですね、この件について改めて検討したいということで申し出いただいて、この検討事項

に提示をさせていただきましたが、まず齋藤委員の方からですね、どういう点について検討したいと思っているのか、その点についてお聞かせいただけますか。 嶋田委員。

嶋田委員 私、前回の委員会で事前審査についてはだめだということは明記されていると発言しましたが、その後色々調べましてんけども、はっきり明記されている部分は見当たらないんです。ただし、趣旨として事前審査はだめだと、今、事務局長から説明あったように、趣旨としてだめであるという文言は散見されるということで訂正させていただきます。

委員長 そしたら、齋藤委員お願いいたします。

齋藤委員 議員としてできる権利、それは議員のほうから閉じるんじゃなくて、やはり最大限議員としてできるものはやらせていただきたいと、そういう趣旨でもって、明確になっていないものであったら、議員のほうからしないというものじゃなくて、できるものはさせていただきたいという趣旨で、事前審査っていうか、事前審査という言葉が合っているのかどうかわかりませんが、わからないことがあったら教えてもらいたいという趣旨で議題に挙げさせていただきました。以上です。

委員長 この間、以前の議会運営委員会でも確認させていただいたとおり、事前の審査に当たる質疑は行わないということで運営をしてきましたが、それについては特段問題はないと思っはるのか、他、やはりいやいや質疑をさせてほしいというふうに思っはるのか、その点はいかがでしょう。

齋藤委員。

齋藤委員 事前審査に当たるものについては、それはもうだめって決まっているわけですので、そこまでは要求はしてないですけども、ここに書いてますように、例えば説明していただいたけども、いつからいつまでの期間がだめですよと説明がなかった場合、いつまでですかと、その説明に対してのもう少し踏み込んだ詳細を聞きたいというふうなことは事前審査に当たらないのじゃな

いかなと思って。

ですから、一律に説明したものに対して発言できないということじゃなくて、これは違いますねというようなことは言えないけども、もう少し詳しく説明してくださいというのはできるんじゃないかなと思いますので、それは委員長の判断も含めてそれは事前審査に当たります、意見です、駄目ですというふうなことをある程度決めて、委員会でもそういう説明を求めることについてはいいのではないかなというふうに思います。

委員長

もともとですね、質疑に当たるか当たらないかというのを委員長が判断するということが難しいということで、そもそも時間を設けないということにしてきましたが、ここにきて齋藤委員のほうから資料の3－2にもありますように、さらなる説明を求めるということについては質疑にも当たらないし、そういう点については議員の権利なので、やっていけるようにしていきたいというご意見だと思うんです。その点について委員皆さんのほうからもご意見聞かせていただきたいなと思うんですが。いかがでしょうか。

横田委員。

横田委員

資料3－2のところの文章、このままだと思うんで、これで理解すればいいのかな。

委員長

今、質疑の時間を設けないということですか。

横田委員

追加の説明は求めることができるけども、質問はできませんよということでしょ。これでいいと思うんですけど。

委員長

運営としたら今までと同じで、別に特段付け加える必要はなく、この運用をすればいいということで理解すればいいんですね。

委員長

中川議長。

議 長

さっき委員長おっしゃったように、委員長の判断でもうちょっと詳しい説

明をしてください、それは質疑にあたらないからどうぞとか、委員長の判断で、一切時間取らないんじゃないしに、もうちょっと詳しい説明を聞かせてほしいというのであればいいのではないかなと、そのように思いますけどもね。

委員長 他の委員さんいかがでしょうか。 小城委員。

小城委員 皆さんおっしゃったとおりかなと思うんですけども、それに対しての質問はしたらだめだということですよね。聞く分については問題ないのかなと思いますし、それでいいのかなと思います。

委員長 他の委員さんはいかがでしょうか。 奥村委員。

奥村委員 議長おっしゃったように、その説明に対して質疑を行った場合は事前審査に該当すると解されるけども、よりよき説明をしていただきたいというのはいいのではないかなと思います。

委員長 解釈の話なんで、皆さん同じことをおっしゃっておられるのかなというふうに思いますが、運営の中でですね、今、打ち合わせの中で理事者の方とも、この項目については質疑の時間を設けませんとしてますけど、今回のこうしたご意見をいただく中で、今議長もおっしゃったように、さらに説明を求めるということは、委員長のほうから許可をしますよというような何かを付け加えたうえで、今後運営をしていただくのがわかりやすいかなというふうに思いますんで、どういう文言にするかは、また今後いろいろ相談はさせていただくとして、そういう形で改善というんですか、変更、運営をしていくということで確認させていただけるのかなと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 齋藤委員もそういう形の運営でしたら目的は達成されたと。そうします

と、この項目につきましては、結論はこれで出たというふうに思いますが、今日で結論出るんやったらこの項目については、確認して終わっておこうかなと思いますが。 嶋田委員。

嶋田委員 事務局から渡されて審議するまでの期間、2週間ぐらいしかないですわね、その間に色々調べるわけですから。ほんで理事者に説明受けるのは1回だけですわな、本会議の付託委員会。そやから齋藤委員言わはるようにはっきりと説明を受ける、反論できる、それは1回しかないんですね。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時22分 再開)

委員長 再開します。 嶋田委員。

嶋田委員 議員個人が担当課に行って色々調査することまでは事前審査の範疇に入らないということの確認をしておきたいんですが。

委員長 それにつきましては、以前にも議論した記憶はありますが、会議録なり資料なりを調査してまた次回改めて、私なり事務局のほうから返事をさせていただきたいと思いますが、そういう形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、改めてそういうご提案もいただきましたんで、今回については結論を出さずに引き続き検討するということで、この件については今日のところは終わっておこうと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、③議案の事前審査については、引き続き議論を継続するという
ことを確認して終わっておきたいと思います。

次に、④先例と慣例で明記されている“委員選任で政党は、配慮するもの
とする”の解釈について、を議題とします。

本日資料４を配布しておりますので、事務局から説明をお願いします。

福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、先例と慣例で明記されている“委員選任で政党は、配慮するもの
とする”の解釈について、説明させていただきます。

資料４をご覧ください。

まず、①これまでの経緯についてご説明いたします。

平成３年４月の地方自治法の一部改正により、議会運営委員会は、法制化
が認められ、それを受け、斑鳩町議会委員会条例が改正されました。

その斑鳩町議会委員会条例改正後の平成４年４月１４日の議運で、議運の
委員構成について協議されています。会議録によりますと、当時の委員構成
は、社会党１人、公明党１人、共産党１人、常任委員長３人、無所属１人の
計７人の構成となっており、また、委員の構成につきましては、総務委員会
から３人、水道厚生委員会から２人、産業建設委員会から２人の７人となっ
ていることであり、今後もそのような構成のまま、政党も配慮することが確
認されました。

その後、平成２５年１２月に斑鳩町議会の議員の定数条例が一部改正さ
れ、議員定数が１５人から１３人になったことに伴い、平成２７年３月に斑
鳩町議会委員会条例が一部改正され、各常任委員会委員の定数が７人から６
人になっています。

その委員会条例改正の議論のなかで、「先例と慣例」の委員会委員の選任
について、議運のみ“政党は配慮する”と記載されており、常任委員会およ
び特別委員会については、その記載がないことについて議論され、そして追
加することとなりました。

なお、議運の委員について、“政党は配慮する”と記載がいつからされて
いるかは、不明です。

次に、②国および地方議会における委員会委員の選任についてです。

まず、国会ですが、令和５年度参議院委員会先例録、衆議院ホームページによりますと、常任委員及び特別委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、議院の会議において選任されると示されております。

また、地方議会ですが、地方議員ハンドブックによりますと、議運は、議会において会派制を採用している場合、各会派の所属議員数の比率に基づき人数を振り分け、委員を選出することが一般的であると示されております。

以上、「先例と慣例で明記されている“委員選任で政党は、配慮するものとする”の解釈について」の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします

委員長

説明は終わりましたが暫時休憩します。

（ 午前１０時２７分 休憩 ）

（ 午前１０時２７分 再開 ）

委員長

再開します。

事務局から説明がありましたが、資料の内容も含めて質疑、ご意見をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

今回、この項目については、今、議会運営委員会と各常任委員会の所属については、政党は配慮するものとするという文言で明記をさせていただきますけども、これについては今回改めて一から議論をしてはどうかということで、提案をさせていただいたものですが、局長のほうで調べていただいて、過去の経緯がこういうことであったということで、この取扱いについては一旦なしにしてまた考えるのか、それともこのまま継続するのか、それかまた変更するのか、そうした点も含めてご意見いただければなと思います。質疑もどうぞしてください。 横田委員。

横田委員

私はこのまま継続でいいと思います。

委員長

嶋田委員。

嶋田委員　これ今、説明受けただけで、各自色々考えてまた次回各自の意見出していただいたら結構かと思います。

委員長　そうしましたら、今日資料提出させていただきましたんで、各自読んでいただいて、議論については次回以降でさせていただくということでよろしいでしょうか。

（　異議なし　）

委員長　それでは、④先例と慣例で明記されている“委員選任で政党は、配慮するものとする”の解釈については、引き続き議論をするということを確認して本日は終わっておきたいと思います。

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員からご意見があれば、お受けします。

（　な　し　）

委員長　議長から、ございませんか。

（　な　し　）

委員長　事務局から、何かございませんか。

（　な　し　）

委員長　それでは、他にご意見等もないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

(10時30分 閉会)